

88	m-フェニレンジアミン	1,386
92	4-sec-ブチルフェノール	177
93	2-tert-ブチル-4-メチルフェノール	1,830
95	2, 4-ジ-tert-ブチルフェノール	5,026
98	フェニキシベンゼン	605
100	2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール	615
104	エチルシクロヘキサン	418
105	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(別名4, 4'-メチレンジアニリン)	1,776
106	4-(2-フェニルプロパン-2-イル)フェノール	558
107	(2-ヒドロキシ-4-メトキシフェニル)(フェニル)メタン	149
109	3, 3'-ジクロロベンジン	7,150
110	4-メチル-2, 4-ジフェニルペンタ-1-エン	2,877
115	3, 3'-ジメチルベンジン(別名o-トリジン)	804

加 上 報 知

決 意

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金(平成6年埼玉労働基準局最低賃金公示第2号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成20年10月31日

埼玉労働局長 学谷 秀信

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

- 適用する地域 埼玉県の区域
- 適用する使用者 前号の地域内で非鉄金属製造業(非鉄金属第1次精錬・精製業、非鉄金属成形製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者
- 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 18歳未満又は65歳以上の者
 - 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 次に掲げる業務に主として従事する者
 - 清掃又は片付けの業務
 - 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間808円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精習手当、通勤手当及び家族手当

附 則

この決定は、平成20年12月1日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、埼玉県電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業最低賃金(平成14年埼玉労働局最低賃金公示第3号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成20年10月31日

埼玉労働局長 学谷 秀信

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金

- 適用する地域 埼玉県の区域
- 適用する使用者 前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者
- 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 18歳未満又は65歳以上の者
 - 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 次に掲げる業務に主として従事する者
 - 清掃又は片付けの業務
 - 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 次に掲げる業務に主として従事する者
 - 清掃又は片付けの業務
 - 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間811円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精習手当、通勤手当及び家族手当

附 則

この決定は、平成20年12月1日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成14年埼玉労働局最低賃金公示第4号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成20年10月31日

埼玉労働局長 学谷 秀信

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

- 適用する地域 埼玉県の区域
- 適用する使用者 前号の地域内で輸送用機械器具製造業(産業用運搬車輦・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(自走車・同部分品製造業を除く。))及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者
- 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 18歳未満又は65歳以上の者
 - 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 次に掲げる業務に主として従事する者
 - 清掃又は片付けの業務
 - 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間823円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精習手当、通勤手当及び家族手当

附 則

この決定は、平成20年12月1日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金(平成7年埼玉労働基準局最低賃金公示第2号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成20年10月31日

埼玉労働局長 学谷 秀信

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

- 適用する地域 埼玉県の区域
- 適用する使用者 前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者
- 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 18歳未満又は65歳以上の者
 - 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 次に掲げる業務に主として従事する者
 - 清掃又は片付けの業務
 - 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間820円
- この最低賃金において賃金に算入しないもの
精習手当、通勤手当及び家族手当

附 則

この決定は、平成20年12月1日から効力を生ずる。